

24. ルーマニア

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

国内において WEEE および RoHS への対策は未だ本格的に施行されていない。税関、環境省など関連機関からの情報照会を試みたが十分な回答を得ることができず、当局担当者が現状を必ずしも完全に把握していない状況がある。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

制定 2005 年 488 号第 13 条では WEEE に対する罰則が記載されている。分別されていない廃棄物(以降 WEEE)を削減するため、WEEE 所有者は地方自治体または製造業者が設置した回収施設でのみ放棄が可能。不法放棄した場合、個人 500～1,000 レイ、法人 2,500～5,000 レイの罰金が課せられる。

また、電気・電子機器や家電製品の製造業者は製造者登録、最終所有者への無料回収システムに関する情報案内、製品情報（カテゴリおよび量）の報告が義務付けられており、違反した場合 1 万～2 万レイの罰金が課され、規則順守が確認されるまで営業停止処分を受ける。以下参照。

WEEE 法（政府決定 2005 年 5 月 19 日 448 号）

- ・ 電気製品の未回収
罰金：個人 500～1,000 レイ、法人 2,500～5,000 レイ
- ・ 市場投入から 1 年以内に商品の再利用および処理に関する情報を未公開
罰金：2,500～5,000 レイ
- ・ WEEE 回収の記録洩れ、グリーンシンボルが貼付されていない商品、取扱説明書や回収・処理施設の案内が無い商品の市場投入
罰金：5,000～7,500 レイ
- ・ 製造者不登録、販売商品の量およびカテゴリーなど情報公開未履行
罰金：1 万～2 万レイまたは営業停止

b. RoHS 罰則規定

制定 2005 年 992 号

- ・ 禁止物質の使用：罰金 7,500～1 万レイ

c. WEEE 国内法違反の事例

2008～2009 年にかけて事例は無し。ただし、ルーマニアに対し欧州委員会から WEEE 施行遅延に関する警告が出された。

d. RoHS 国内法違反の事例

2008～2009 年にかけて事例は無し。ただし、ルーマニアに対し欧州委員会から RoHS 監視の不履行に関する警告が出された。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

a. 必要書類

電気製品を国内へ持ち込む際、税関当局は品質および原産地証明書の提出を義務付けている。しかし、有害物質と見なされる化学物質を持ち込む場合、ライセンスの取得は絶対条件とされている。ライセンス申請先は化学物質の種類によって異なるが、環境省、国防省、内務・行政省のいずれかとなる。申請書類に不正がなければ、商品確認も無く通関可能である。

b. RoHS 対応違反時の対応

現時点までに RoHS 違反が確認されたケースは無く、税関当局も検査に要する期間、コストなどは把握していない。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

政令 2005 年 1223 号に従って、電気・電子機器製造業者は製造者登録が義務付けられている。申請書類は登録機関である環境省傘下の環境保護庁で入手可能である。

登録を怠った場合、500 レイが罰金として徴収される。登録番号は申請手続の終了から、15 日後に発行される。2007 年時点の登録数は 821 社であった。

② 回収の仕組み

2007年のWEEE回収量は3,286.85トンでそのうち93%は回収施設から、残りは小売店から回収された。

WEEEの回収義務は地方自治体に課せられており、製造業者に回収義務はない。しかし、製造業者および小売店による回収施設の設置は可能である。地方自治体は人口2万人以上の都市へ最低1カ所の回収施設を設けている。民間企業との提携により、設置場所の確保や、小売業者によるバイバックシステムの導入、最終所有者からのWEEEを回収する1日行事などを実施している。

③ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

国内では6つの民間コンソーシアムが登録されている。民間コンソーシアムの事業内容は主にWEEEの回収、リサイクル、再利用などで小売店へ回収スペースの提供なども行っている。また、地方自治体が設置した回収施設からの回収も実施している。

④ WEEE回収にかかる消費者のコスト負担

運営費はグリーン・スタンプから賄われている。グリーン・スタンプ (Timbru Verde) とは、商品を購入した際に支払う手数料を指し、商品毎に料金が設定されている。料金設定は1~24レイの範囲。

⑤ WEEE回収率

WEEE輸出入に関する国内規制はないが、ルーマニアにおける2007年のWEEE回収率は8%程度。

⑥ WEEE回収にかかるメーカー負担の試算額

整備されたリサイクルシステムが設立されていないため、試算不可能。

(3) WEEE、RoHS国内法対応状況とその問題点

① WEEE、RoHS国内法の問題点

国内法は内容に理解しにくさがあり、順守している個人および法人は少ないと考えられる。EC指令2002年96号では国民1人当たり年間4kgの回収が義務付けられているが、ルーマニアの経済情勢、未熟な回収システム、環境に関する国民への教育、環境問題に対

する意識、責任レベルからみて目標達成は容易ではないといえる。

法律上、地方自治体が WEEE の回収義務を負っているが、事実上、回収義務を放棄した自治体が多く、国からの財政支援も無いまま民間企業や民間コンソーシアムが軸となって運用しているのが現状である。また、同システムに精通したルーマニア民間企業が少ないため、担当省庁は外資系企業との連携により回収システムの促進を図っている。

不透明な WEEE 処理基準、担当機関による実行力の欠如が発展の妨げとなっている。

② 国内法対応の相談窓口情報

WEEE および RoHS 相談窓口となる民間コンサルタント会社は無い。